

# 社会福祉法人大和善隣館一般事業主行動計画

職員が家庭や地域、そして仕事においても充実した時間を過ごし、豊かで健康的な人生設計を描き、生活できるよう、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年8月1日～令和7年3月31日まで（第三期）

## 2. 内容

【目標】子育て・介護を行う職員等の仕事と家庭生活との両立、および意欲的、継続的に働くことのできる職場環境を実現するために、業務の効率化を図り、残業や持ち帰り仕事の削減を行う。

### <対策>

●職員配置の工夫。（職員が交代で※ノンコンタクトタイムを取得するための工夫）

※「ノンコンタクトタイム」とは、各種業務を行うため勤務時間内に設けられた、子どもに接しない時間帯

●時間外労働時間集計を随時行い、改善状況を検討し、課題化とその解決を図る。

●育児休業・介護休業等に関する規定を周知するとともに、制度を利用しやすい職場環境を作る。

●女性職員の育児休業取得率100%を目標とし、男性職員についても対象者となった場合には育児休業を積極的に取得できるよう制度の周知を図る。